庁舎等防火管理規則

昭和42年２月14日
規則第６号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和43年５月31日規則第55号 | 昭和43年７月16日規則第76号 |
|    | 昭和44年４月１日規則第30号 | 昭和45年３月31日規則第40号 |
|    | 昭和47年４月１日規則第81号 | 昭和53年４月18日規則第33号 |
|    | 昭和54年７月17日規則第64号 | 昭和55年３月31日規則第60号 |
|    | 昭和56年10月１日規則第137号 | 昭和57年３月30日規則第19号 |
|    | 昭和59年３月31日規則第40号 | 平成４年３月31日規則第20号 |
|    | 平成５年３月26日規則第22号 | 平成10年４月28日規則第53号 |
|    | 平成10年７月７日規則第69号 | 平成11年３月31日規則第28号 |
|    | 平成13年３月30日規則第29号 | 平成14年３月29日規則第48号 |
|    | 平成17年３月29日規則第115号 | 平成19年３月30日規則第67号 |
|    | 平成22年３月30日規則第32号 | 平成22年８月20日規則第100号 |
|    | 平成24年11月13日規則第99号 | 平成26年３月28日規則第41号 |
|    | 平成28年３月29日規則第25号 | 平成31年３月26日規則第17号 |
|    | 令和３年３月26日規則第22号 |    |

庁舎等防火管理規則をここに公布する。

庁舎等防火管理規則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、別に定めがあるもののほか、県庁本庁舎その他知事の管理権原に属する消防法（昭和23年法律第186号）第２条第２項に規定する防火対象物（以下「防火対象物」という。）に係る防火管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（防火管理責任者）

**第２条**　防火対象物についての防火管理に関する業務は、[別表](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.38.0.DATA.html#JUMP_SEQ_86)左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者（以下「防火管理責任者」という。）が行わなければならない。

*一部改正〔昭和54年規則64号・平成24年99号〕*

（火元責任者）

**第３条**　防火管理責任者は、防火対象物の防火管理の徹底を期するため必要があるときは、関係者と協議して火元責任者を置くことができる。

２　火元責任者は、防火管理責任者又は消防法第８条第１項の規定による防火管理者（以下「防火管理者」という。）の指示に従い、火気の取締りを行うものとする。

*一部改正〔昭和54年規則64号・平成24年99号〕*

（点検調査員）

**第４条**　防火管理責任者は、防火対象物における消火設備、警報設備、避難設備その他の防火管理に関係する設備（以下「防火管理設備」という。）の適正な管理及びその機能の保全を期するため必要があるときは、関係者と協議して点検調査員を置くことができる。

２　点検調査員は、防火管理責任者又は防火管理者の指示に従い、防火管理設備を点検調査するものとする。

*一部改正〔平成24年規則99号〕*

（自衛消防隊）

**第５条**　防火管理責任者は、消防法第８条の２の５又は第14条の４の規定による場合のほか、必要があるときは、火災が発生したときにおいて初期消火活動等を行わせるため、自衛消防隊を置かなければならない。

２　自衛消防隊の組織及び任務は、防火管理責任者が関係者と協議して定めるものとする。

*一部改正〔昭和54年規則64号・平成24年99号〕*

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年５月31日規則第55号）

この規則は、昭和43年６月１日から施行する。

附　則（昭和43年７月16日規則第76号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年４月１日規則第30号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年３月31日規則第40号抄）

１　この規則は、昭和45年４月１日から施行（中略）する。

附　則（昭和47年４月１日規則第81号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年４月18日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年７月17日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月31日規則第60号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年10月１日規則第137号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年３月30日規則第19号）

この規則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年３月31日規則第40号抄）

（施行期日）

１　この規則は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月31日規則第20号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中「県庁分庁舎」を「県庁分庁舎、県庁山下町分庁舎」に改める部分は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月26日規則第22号）

この規則は、平成５年３月27日から施行する。

附　則（平成10年４月28日規則第53号）

この規則は、平成10年５月１日から施行する。

附　則（平成10年７月７日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第28号抄）

（施行期日）

１　この規則は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年６月１日〕から施行する。（後略）

附　則（平成13年３月30日規則第29号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第48号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日規則第115号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第67号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日規則第32号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年８月20日規則第100号）

この規則は、平成22年８月26日から施行する。

附　則（平成24年11月13日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月28日規則第41号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日規則第25号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月26日規則第17号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月26日規則第22号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 区分 | 防火管理責任者 |
| 県庁本庁舎、県庁新庁舎、県庁東庁舎及び県庁西庁舎に係る防火対象物（以下「本庁庁舎に係る防火対象物」という。） | 総務局長 |
| 神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第２条第１号に規定する本庁機関及び同条第３号に規定する出先機関の長が使用し、又は所管する防火対象物（本庁庁舎に係る防火対象物を除く。） | 神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第17条第１項の規定により管理又は維持保全を行う者借り受けている防火対象物にあつては、当該防火対象物を使用し、又は所管する機関の長 |
| 神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第２号）第４条の規定により警察本部に置かれている課及び室、同規則第40条から第59条までの規定により置かれている部及び課の附置機関、同規則第71条から第72条の２までの規定により置かれている市警察部、同規則第78条の規定により置かれている相模方面本部、同規則第84条の２の規定により置かれているサイバーセキュリティ対策本部並びに同規則第85条に規定する警察学校の長が使用し、又は所管する防火対象物（本庁庁舎に係る防火対象物を除く。） | 警察本部長 |
| 警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）第４条に規定する警察署の長が使用し、又は所管する防火対象物 | 当該警察署の長 |

*一部改正〔昭和43年規則55号・76号・44年30号・45年40号・47年81号・53年33号・55年60号・56年137号・57年19号・59年40号・平成４年20号・５年22号・10年53号・69号・11年28号・13年29号・14年48号・17年115号・19年67号・22年32号・100号・24年99号・26年41号・28年25号・31年17号・令和３年22号〕*